

障がい者の福祉ガイド

令和7年12月版



春日部市

◆障害程度別該当事業一覧

(主な事業を列記しています。他の事業もありますので目次を参考に内容をご確認ください。)

		身体障害者手帳																			
		視覚障害						聴覚・平衡機能障害						音声・言語機能障害		肢体不自由 (上肢・下肢・体幹)					
		1	2	3	4	5	6	2	3	4	5	6	3	4	1	2	3	4	5	6	
医療	重度心身障害者医療費助成制度	○	○	○				○	○				○	△	○	○	○	△			
	後期高齢医療制度の障害認定	○	○	○				○	○				○	△	○	○	○	△			
	自立支援医療制度(精神通院)																				
	自立支援医療制度(更生医療)	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
手当・年金等	特別障害者手当	△	△					△		△					△	△					
	障害児福祉手当	○	△					△							○	△					
	在宅重度心身障害者手当	○	○	○				○	○				○		○	○	○				
	特別児童扶養手当	○	△	△				△	△				△		○	△	△	△			
	心身障害者扶養共済制度	○	○	○				○	○				○		○	○	○				
	障害基礎年金	年金の支給対象となる障害の程度は、国民年金法等で定められています。																			
	障害厚生年金・障害手当金	市民課国民年金担当、または年金事務所にお問い合わせください。																			
日常生活の支援	補装具費の支給	細かな要件があります。																			
	日常生活用具の給付・貸与	該当ページをご覧ください、詳しくは受付窓口にお問い合わせください。																			
	難聴児補聴器購入費助成等助成制度	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中度難聴児が対象になります。																			
	重度身体障害者居宅改善整備費補助														○	○	△	△	△	△	
	自立支援給付・障害児通所給付	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	移動支援事業	全身性障害者(児)及びこれに準ずる者。 詳しくは受付窓口にお問い合わせください。																			
	日中一時支援事業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	障害児(者)生活サポート事業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	重度障害者等訪問入浴サービス事業														○	○					
言語障害児指導訓練事業(ことばの教室)	言語障がいのある児童(おおむね3歳から小学校就学前)が対象になります。																				
社会参加	福祉タクシー利用券・自動車燃料費助成券	○	○	○				○	○				○		○	○	○				
	運転免許取得費の補助	細かな要件があります。																			
	自動車改造費の補助	該当ページをご覧ください、詳しくは受付窓口にお問い合わせください。																			
	リフト付自動車の貸出														○	○	○				
	思いやり駐車場制度	○	○	○	○			○	○	△	△				○	○	△	△	△	△	
	手話通訳者派遣事業							○	○	○	○	○									
	要約筆記者の派遣							○	○	○	○	○									
盲ろう者通訳・介助者の派遣	○	○					○	○													
税の免除・公共料金等の割引	所得税・住民税・相続税の障害者控除	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	自動車税・軽自動車税の減免	△	△	△	△			△	△				△		△	△	△	△	△	△	
	有料道路の割引	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
	運賃の割引(電車・バス・タクシー・国内航空)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	NHK放送受信料の免除	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	

(△は一部該当です)

(注)この一覧はあくまでも目安です。詳しくは障がい者支援課又は支所福祉・健康保険担当にお問合せください。

身体障害者手帳				療育手帳				精神障害者保健福祉手帳			その他		ページ	備考
内部障害				①	A	B	C	1	2	3	難病患者	発達障害等		
1	2	3	4											
○	○	○		○	○	○		○	△				4	65歳以上で新たに対象となる等級の障害者手帳を取得した方等は対象外 「△」は後期高齢者医療制度の障害認定を受けている方が対象
○	○	○		○	○			○	○				5	65歳以上75歳未満の方が対象
								△	△	△			6	費用の1割負担あり(所得等に応じ月額負担上限額あり)
△	△	△	△										7	〃
△				△				△			△	△	9	原則、専用の診断書が必要
△				○				△			△	△	9	原則、専用の診断書が必要
○	○	○		○	○	○		○					10	65歳以上で新たに対象となる等級の障害者手帳を取得した方等は対象外
○	△	△		○	○	○		△	△		△	△	11	原則、専用の診断書が必要、認定は埼玉県
○	○	○		○	○	○	○	○	○				12	障がい者を扶養する65歳未満の保護者対象
													13	市民課国民年金担当または年金事務所へ
													13	年金事務所へ
											△		14	所得制限あり、1割負担(介護保険優先)
				△	△			△	△	△	△		15	所得制限あり、1割負担(介護保険優先)
													16	一部自己負担あり
													16	所得制限あり、一部自己負担あり(介護保険優先)
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	17・18	課税状況によって費用の1割負担あり(介護保険優先)
				○	○	○	○	○	○	○		○	18	課税状況によって費用の1割負担あり
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	19	課税状況によって費用の1割負担あり(介護保険優先)
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	19	自己負担あり(障がい児は課税状況に応じ補助)
				○	○			○			△		20	自己負担あり(介護保険優先)
													20	自己負担なし
○	○	○		○	○	○		○					22	
													22	所得制限あり、一部自己負担あり
													23	
													23	
○	○	○	○	○	○			○			△	△	24	
													25	春日部市社会福祉協議会へ FAX 048-752-9104
													25	埼玉聴覚障害者情報センターへ FAX 048-814-3354 TEL 048-814-3353
													26	埼玉県盲ろう者通訳・介助員派遣事務所へ FAX・TEL 048-823-7080
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			28	所得税・相続税は税務署へ、住民税は市民税課へ
△	△	△		△	△			△					29・31	減免の対象となる自動車は障害者本人もしくは同一生計の家族が納税義務者のもの。
△	△	△	△	△	△								31	第2種の方は、自ら運転のみ
○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△			32・33	
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△			34	世帯全員が市町村民税非課税の場合は全額免除
△	△			△	△			△					34	障がい者本人が世帯主かつNHK契約者の場合は半額免除

◆障がい者の福祉ガイド目次

ページ

○ 相談窓口	1
○ 各種手帳	
1 身体障害者手帳	2
2 療育手帳	2
3 精神障害者保健福祉手帳	2
4 デジタル障害者手帳 ミライロ I D	3
○ 医療	
5 重度心身障害者医療費助成制度	4
6 後期高齢者医療制度の障害認定	5
7 自立支援医療制度（精神通院）	6
8 自立支援医療制度（更生医療）	7
9 自立支援医療（育成医療）	8
○ 手当・年金等	
10 特別障害者手当等	9
11 在宅重度心身障害者手当	10
12 特別児童扶養手当	11
13 心身障害者扶養共済制度	12
14 障害基礎年金	13
15 障害厚生年金・障害手当金	13
16 特別障害給付金	13
○ 日常生活の支援	
17 補装具費の支給	14
18 日常生活用具の給付	15
19 車椅子のリサイクルと貸出	15
20 難聴児補聴器購入費等助成事業	16
21 重度身体障害者居宅改善整備費補助	16
22 県営住宅の抽選優遇	17
23 市営住宅の抽選優遇	17
24 自立支援給付（介護給付・訓練等給付）	17
25 障害児通所給付	18
26 移動支援事業	18
27 日中一時支援事業	19
28 障害児（者）生活サポート事業	19
29 重度障害者等訪問入浴サービス事業	20
30 言語障害児指導訓練事業（ことばの教室）	20
31 在宅重症心身障害児等の家族に対するレスパイトケア事業	21
32 成年後見制度	21
○ 社会参加	
33 福祉タクシー利用券・自動車燃料費助成券	22
34 運転免許取得費の補助	22

3 5	自動車改造費の補助	2 3
3 6	リフト付自動車の貸出	2 3
3 7	思いやり駐車場制度（パーキング・パーミット制度）	2 4
3 8	全身性障害者介護人派遣事業	2 5
3 9	手話通訳者派遣事業	2 5
4 0	要約筆記者の派遣	2 5
4 1	盲ろう者通訳・介助者の派遣	2 6
4 2	ヘルプマーク・ヘルプカードの配布	2 6
4 3	郵便等による不在者投票	2 7
4 4	代理投票	2 7
4 5	点字投票	2 7
○ 税の控除・減免		
4 6	所得税の障害者控除	2 8
4 7	住民税の障害者控除・非課税	2 8
4 8	相続税の障害者控除	2 8
4 9	贈与税の非課税	2 9
5 0	利子等の非課税	2 9
5 1	自動車税の減免	2 9
5 2	軽自動車税の減免	3 1
○ 公共料金等の割引		
5 3	有料道路の割引	3 1
5 4	J R 鉄道運賃の割引	3 2
5 5	J R 以外の鉄道運賃の割引	3 2
5 6	国内航空運賃（正規航空運賃）の割引	3 3
5 7	バス運賃の割引	3 3
5 8	タクシー運賃の割引	3 3
5 9	N H K 放送受信料の免除	3 4
6 0	青い鳥郵便葉書の配布	3 4
6 1	携帯電話基本使用料等の割引	3 4
6 2	N T T 番号案内料の免除	3 5
6 3	公共施設の使用料等の減免	3 5
○ 講習会		
6 4	手話講習会	3 7
6 5	点訳者養成講習会	3 7
○ 災害時避難行動要支援者支援制度		
○ 障害に関するシンボルマーク		

※ 本文中、(身) (知) (精) (難) (発) の表示は、以下の方が制度対象者となる場合があることを表しています。
 (身) : 身体障害者手帳所持者 (知) : 療育手帳所持者 (精) : 精神障害者保健福祉手帳所持者
 (難) : 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 1 条に規定する特殊の疾病にある難病患者等
 (発) : 発達障害者支援法第 2 条第 2 項に規定する発達障害者等

相談窓口

【春日部市役所】

下記の担当が、障がいのある方やその家族のさまざまな相談に応じ、各種手帳の受付・援護・各種手当の給付を行います。

- ・身体障がいのある方
- ・知的障がいのある方
- ・精神障がい（高次脳機能障がいを含む）のある方、精神保健課題をお持ちの方
- ・発達障がいのある方
- ・難病のある方

- ① 障がい者支援課 〒344-8577 春日部市中央7-2-1 電話048-736-1131 FAX 048-733-0220
- ② 庄和総合支所 福祉・健康保険担当（一部お受けできない相談もあります。）
〒344-0192 春日部市金崎839-1 電話 048-746-9702 FAX 048-746-4797

【春日部市障害者就労支援センター】

- ① 内容：市内在住の就労を希望する障がいのある方、又はその家族からの就労に関する相談と職場開拓、利用者面接、登録、ジョブコーチ等を行っています。また、障がいのある方の雇用に関する事業所からの相談も受け付けています。
- ② 開設時間：月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時まで
※土曜日、日曜日、祝日と年末年始はお休みです
- ③ 対象：15歳以上の市内に住所を有する障害者（障害者手帳をお持ちでない方の相談も受け付けています。）
※高校・大学等に在学中の方については相談には応じますが、サービスの利用は卒業後に登録いただいてからとなります。
- ④ 相談方法：電話、FAXでお受けします。センターにお越しの場合は、あらかじめお問い合わせください。
- ⑤ 費用：相談・支援は無料です。
- ⑥ 連絡先：〒344-0005 春日部市瀬屈369-1 電話・FAX 048-752-7483

【春日部市社会福祉協議会】

〒344-0067 春日部市中央2-24-1 春日部市総合福祉センター「あしすと春日部」
電話 048-762-1081 FAX 048-752-3716

【春日部保健所】

〒344-0038 春日部市大沼1-76 埼玉県春日部地方庁舎1階
電話 048-737-2133 FAX 048-736-4562

【身体障害者相談員・知的障害者相談員】

市から選任された民間の協力者の方が、皆様の相談や関係機関との連絡を行います。
※詳細は、障がい者支援課・庄和総合支所 福祉・健康保険担当にお問い合わせください。

【相談支援事業】障がいのある方やその家族等からの福祉に関する相談や情報提供を次の相談支援事業所で行っています。

- ① 主に身体障がいの方の相談
社会福祉法人つぐみ共生会 春日部市障害者生活支援センターえん
〒344-0021 春日部市大場1281-1 電話、FAX 048-737-3011
相談日：月～金曜日 9時30分～17時30分
定休日：土、日曜日、祝祭日、年末年始
- ② 主に知的障がいの方の相談
社会福祉法人ともに福祉会 障害児（者）生活支援ルームともに
〒344-0065 春日部市谷原3-12-6 メゾンローリエ101
電話 048-797-7377 FAX 048-797-7443
相談日：月～金曜日 9時～17時 定休日：土、日曜日、祝祭日、お盆、年末年始
- ③ 主に精神障がい（高次脳機能障がいを含む）の方の相談
社会福祉法人晴典会 障害者生活支援センターたけさと
〒344-0021 春日部市大場1564-1
電話 048-733-6870 FAX 048-733-6873
相談日：火～土曜日 9時～17時 定休日：日、月曜日、祝祭日、年末年始

1 身体障害者手帳^身

身体障害者手帳は、身体に障がいのある方が、さまざまなサービスを利用するために必要な手帳です。

- ① 交付対象者：視覚、聴覚、平衡機能、音声機能、言語機能、そしゃく機能、肢本、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう又は直腸機能、小腸機能、免疫機能、肝臓機能に永続する障がいのある方
- ② 手続き：身体障害者手帳交付申請書に、指定医師の診断書・意見書を添えて申請いただきますが、事前に下記の受付窓口までご相談ください。
- ③ 受付窓口：障がい者支援課 障がい者支援担当 庄和総合支所 福祉・健康担当

2 療育手帳^知

療育手帳は、知的障がいのある方が、さまざまなサービスを受けやすくするための手帳です。

- ① 交付対象者：児童相談所（18歳未満）又は知的障害者更生相談所（18歳以上）で知的障がいと判定された方
- ② 手続き：上記の判定を受ける前に下記の受付窓口で、申請手続き（生育歴の聞き取り等があります。）が必要となりますので、事前にご相談ください。
- ③ 受付窓口：障がい者支援課 障がい者支援担当 庄和総合支所 福祉・健康担当

3 精神障害者保健福祉手帳^精

精神障害者保健福祉手帳は、精神障がい（高次脳機能障害を含む）や発達障がいのある方が、さまざまなサービスや優遇措置を受け、自立と社会参加の促進を図ることを目的としたものです。

- ① 交付対象者：精神障がい（高次脳機能障害を含む）及び発達障がいのある方のうち、精神障害のため、日常生活又は社会生活において制約があり、初診日から6か月を経過している方
- ② 手続き：申請の際に医師による手帳用診断書の提出及び個人番号カードなどの個人番号を確認できる書類の提示が必要です。事前に下記の受付窓口までご相談ください。

なお、手帳用診断書は

- (1) 精神障害を支給事由とする障害年金受給者は、「年金証書」の写し又は「直近の年金振込通知書又は年金支払通知書」の写しで代用可
- (2) 精神障害を支給事由とする特別障害者給付金受給者は、「給付金受給者証」の写し又は「直近の国庫金振込通知書又は国庫送金通知書」の写しで代用可

※ (1)(2)の場合、年金照会が必要となりますので、同意書も必要となります。

手帳の等級は年金等の等級と同一となります。

- ③ 有効期間：2年間
- ④ 受付窓口：障がい者支援課 障がい者支援担当 庄和総合支所 福祉・健康担当

4 デジタル障害者手帳 ミライロID^①^②^③

① ミライロIDとは：

デジタル障害者手帳「ミライロID」は、スマートフォン用アプリです。障害者手帳をアプリに登録することで、手帳情報がスマートフォン画面に表示されます。

常に持ち歩く機会が少なくなり、外出時自宅に忘れたとしても安心です。万が一の紛失や、紛失時の個人情報の漏洩対策にもつながります。

(ミライロIDホームページ：<https://mirairo-id.jp>)

② ミライロIDの登録手順

1. アプリをダウンロードします (ミライロIDで検索)

2. アカウント登録をします

3. 障害者手帳を撮影し申請します

※登録できる手帳は、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の3種類です。

※手帳情報の審査・登録完了には、3営業日程度を要します。

③ ミライロIDの使える場所 (障害者割引など)

ミライロIDは、約4,200の交通機関や施設などで利用できます。

交通機関：航空、鉄道、バス、タクシー、フェリーなど

レジャー施設：動物園、水族館、テーマパーク、映画館、美術館、博物館など

その他：自治体、飲食店、ECサイト、携帯電話会社など

④ 問い合わせ先：ミライロIDヘルプセンター メール：support@mirairo-id.jp

5 重度心身障害者医療費助成制度

① 制度の説明

重度障がい者の福祉の増進を図るため、重度心身障がい者に対し、保険診療における最終的な一部負担金（自己負担金額）を助成する制度です。

② 対象者

原則、市内に住所を有し、健康保険に加入している方で、次の障がい要件に該当する方。

ただし、65歳以上で新たに重度心身障がい者となった方は対象外です。

○障害要件

(1) 身体障害者手帳1級、2級、3級

(2) 療育手帳A、A、B

(3) 精神障害者保健福祉手帳1級（ただし、精神病床に入院した時の費用は助成対象外）

(4) 埼玉県後期高齢者医療広域連合の障害認定を受けた人（身体障害者手帳4級の一部、精神障害者保健福祉手帳2級、障害年金1級及び2級など）

③ 所得制限（平成31年1月から適用）

本人の前年の所得（1月から9月に申請の場合は前々年の所得）が限度額を超える場合は、一定期間、医療費助成を受けられません。

・1月～9月の申請の場合・・・その年の9月30日まで支給停止

・10月～12月の申請の場合・・・翌年の9月30日まで支給停止

扶養人数	所得限度額
0人	3,661,000円
1人	4,041,000円
以下1人 増えるごとに	380,000円加算

④ 助成範囲

保険診療における高額療養費及び付加給付金などを除いた最終的な一部負担金

⑤ 助成方法

・県内の医療機関等（一部の医療機関を除く） 窓口払いの廃止（現物給付）

・県外の医療機関等 立て替え払い（償還払い）

※人工透析などの特定疾病で院外処方が発生する場合、加入する保険によって、県内医療機関であっても病院と薬局で助成方法が異なることがあります。

⑥ 手続き：重度心身障害者医療費受給資格登録が必要です

・重度心身障害者医療費受給資格登録申請書

・高額療養費の確認等に関する同意書

・障害者手帳

・健康保険情報が見えるもの（資格確認書、資格情報のお知らせ、マイナポータルから資格情報をダウンロードしたもの）

・金融機関の通帳（本人名義）

・個人番号カードなどの個人番号を確認できる書類

⑦ 受付窓口

障がい者支え果 障がい者医療担当 庄和総合支所 福祉・健康保険担当

6 後期高齢者医療制度の障害認定

- ① 内容：65歳以上75歳未満で一定の障がいのある方は、申請して障害認定を受けることにより、後期高齢者医療制度の被保険者になることができます。
- ② 対象者：65歳以上75歳未満で、次のいずれかの障がいのある方
 - ・身体障害者手帳1級～3級の所持者
 - ・身体障害者手帳4級で下記のいずれかに該当する方
 - ▶ 下肢障害4級1号（両下肢の全ての指を欠くもの）
 - ▶ 下肢障害4級3号（1下肢の下腿の2分の1以上で欠くもの）
 - ▶ 下肢障害4級4号（1下肢の機能の著しい障害）
 - ▶ 音声・言語機能障害
 - ・療育手帳^ア・Aの所持者
 - ・精神障害者保健福祉手帳1級・2級の所持者
 - ・障害基礎年金1級・2級の国民年金証書の所持者
- ③ 注意点：手帳等に有効期限が設けられている場合、継続申請の手続きを行っていただくことで、後期高齢者医療制度の資格を継続することができます。その手続きの際には、更新後の手帳等をお持ちいただき、加入要件を満たしているかどうか改めて確認させていただきます。なお、継続申請は、75歳のお誕生日を迎えられるまで、手帳等の有効期限が到来することに行う必要があります。
- ④ 受付窓口：国民健康保険課 後期高齢者医療担当、庄和総合支所 福祉・健康保険担当

7 自立支援医療制度(精神通院)

① 制度の説明：精神による疾患で通院医療が継続的に必要な方の医療費（薬剤費を含む）の自己負担分を公費で負担します。

※ この制度の利用により、利用者負担額は原則として掛かった医療費の1割となります。

※ 「世帯（同一の医療保険に加入する人）」の所得等に応じて、負担上限月額が設定されます。

② 対象者：精神疾患による通院医療（投薬を含む）を受けている方

※ ただし、医療保険の適用になるもので、医療受給者証に記載された病院・診療所、薬局などでの通院医療費が対象となります。

※ 世帯の所得が一定の所得以上の場合、「重度かつ継続」に該当すると制度の対象となり、自己負担の上限額が設定されます。

精神通院医療における「重度かつ継続」に該当する疾病等とは、統合失調症、そううつ病、てんかん、アルコールや薬物依存症などがあります。詳しくは主治医にご確認ください。

なお、医療保険で高額療養費が過去1年の間に3回以上ある方も、相当額の医療費が発生しているため「重度かつ継続」の対象となります。

ただし、「重度かつ継続」に該当せず、一定以上の所得がある場合は、制度の対象外となります。

③ 手続き

・ 自立支援医療費（精神通院）支給認定申請書

・ 受診者の健康保険情報がわかるもの（資格確認書、資格情報のお知らせ、マイナポータルから資格情報の画面を印刷したものいずれか（いずれも資格取得日が記載されているもの））

・ 最新の市民税所得割額を確認できるもの（国民健康保険の場合は同一世帯の方全員のもの、その他の健康保険の場合は健康保険等加入者のもの）又は同意書（ただし、市で課税状況が確認できる場合のみ）

・ 意見書（自立支援医療 精神通院用）※再認定の場合は、原則2年に1回の提出になります。

・ 個人番号カードなどの個人番号を確認できる書類

※ 世帯の市町村民税が非課税であり、障害年金や遺族年金、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当、経過的福祉手当を受給されている場合は、振込額がわかる書類を持参してください。

※ 手帳用診断書で精神障害者保健福祉手帳を同時に申請する場合は、意見書（自立支援医療精神通院用）を省略することができます。ただし、「重度かつ継続」の適用が必要な場合は、「追加意見書」が必要です。

※ 精神障害者保健福祉手帳が手帳用診断書で承認された場合、新規申請に限り手帳の写しで自立支援医療制度を申請することができます。

④ 有効期間：1年間

⑤ 受付窓口：障がい者支援課 障がい者支援担当 庄和総合支所 福祉・健康保険担当

8 自立支援医療制度(更生医療) ⑧

① 制度の説明

身体の障害を除去・軽減する手術などの治療によって確実に効果が期待できる者に対し、医療費の一部を支給することにより、自己負担額を軽減する制度です。

② 対象者

18歳以上の身体障害者手帳所持者で、身体障害者更生相談所（埼玉県総合リハビリテーションセンター）の判定により必要と認められた方。

③ 主な適用例

視覚障害	網膜はく離手術、水晶体摘出手術、角膜移植術
聴覚障害	外耳形成術、鼓膜穿孔閉鎖術、鼓膜形成術
肢体不自由	関節形成術、人工関節置換術、運動神経切断術
心臓臓器障害	人工弁置換術、ペースメーカー移植術
腎臓臓器障害	人工透析、腎移植術、腎移植後免疫療法
免疫不全に伴う免疫臓器障害	抗HIV療法
肝臓臓器障害	肝移植術、肝移植後免疫療法

④ 手続き **※事前申請が必要です。**

- ・自立支援医療費支給認定申請書（用紙は受付窓口にあります）
- ・医学的意見書、医療費概算額算定表（各用紙は受付窓口にあります）
※都道府県等が指定する医療機関の医師が作成したもの
- ・身体障害者手帳
- ・社会保険加入者のみ被保険者および本人の健康保険情報が分かるもの（資格確認書の写し、マイナポータルの画面を印刷したものいずれか）
- ・特定疾病療養受療証のコピー（人工透析の場合）
- ・個人番号カードなどの個人番号を確認できる書類
- ・非課税世帯の場合、恩給・手当などが振り込まれている通帳の写し等
※ 1月～6月の申請の場合・・・前々年中の金額が分かるもの
7月～12月の申請の場合・・・前年中の金額が分かるもの
※ 手当とは、特別児童扶養手当・障害児福祉手当・特別障害者手当・経過的措置による福祉手当のこと。
※ 市外在住の方は事前にお問い合わせください。

⑤ 費用負担

原則として、かかった医療費の1割負担となります。また、世帯の収入状況に応じて負担上限月額が設定されます。

⑥ 指定医療機関

指定された医療機関のみで制度を利用できます。

⑦ 受付窓口

障がい者支援課 障がい者医療担当 庄和総合支所 福祉・健康保険担当

9 自立支援医療(育成医療)

① 内容

身体の障がい除去・軽減するための医療が必要な児童(18歳未満)に対し、指定を受けた自立支援医療機関での治療に必要な医療費の一部を助成します。

※制度を利用するには、事前の申請が必要です。

※所得に応じて自己負担上限月額が決まります。

なお、一定所得以上の場合は制度の対象外となります。

② 対象者

- ・保護者が春日部市内に居住している18歳未満の児童
- ・現在身体に障がいがある、または既存する疾病があって、そのまま放置すると将来一定の障がいを残すと認められる児童
- ・手術などの治療により確実な治療効果が期待できる児童

③ 主な適用例

視覚障害	網膜はく離手術、水晶体摘出手術
聴覚障害	外耳形成術、鼓膜穿孔閉鎖術
音声・言語・そしゃく機能障害	顎顎口蓋裂、扁桃肥大、咽頭狭窄
肢体不自由	関節形成術、人工関節置換術
心臓機能障害	人工弁置換術、ペースメーカー移植術
腎臓機能障害	人工透析、腎移植術、腎移植後抗免疫療法
肝臓機能障害	肝移植術、肝移植後抗免疫療法

④ 手続きに必要なもの

(1) 自立支援医療(育成医療)意見書(診断書)

※都道府県等が指定する医療機関の医師が記入したもの

(2) 自立支援医療費支給認定申請書(育成医療)

(3) 自立支援(育成医療)「世帯」調書

(4) 同じ世帯全員分の加入している健康保険料納付分かるもの(資格確認書・資格情報のお知らせ等)

(5) 対象児童及び保護者の個人番号を確認できるもの

(6) 非課税世帯の場合、保護者の収入等が分かるもの

※年金の支給決定通知・年金が振り込まれている通帳等の写し

⑤ 費用負担

原則として、かかった医療費の1割負担となります。また、世帯の収入状況に応じて負担上限月額があります。

⑥ 受付窓口

こども支援課 医療担当 庄和総合支所 福祉・健康保険担当

10 特別障害者手当等

① 制度の説明

在宅の障がいのある方に対し、著しい重度の障害によって生ずる特別な負担の軽減を図る一助として手当を支給することにより、障がいのある方の福祉の向上を図ることを目的とする制度です。障害の状態は、原則として専用の診断書により審査します。

② 対象者

(1) 特別障害者手当

- ・20歳以上であって、身体または精神の重度の障害により日常生活において常時特別の介護を必要とする方（国民年金法1級程度の障害が重複する方及びそれと同程度以上と認められる方）

(2) 障害児福祉手当

- ・20歳未満であって、日常生活において常時介護を必要とする方。（身体障害者手帳の1級及び2級の一部の方、療育手帳のAの方、その他これと同程度以上の方）

(3) 経過的措置による福祉手当

- ・20歳以上であって、制度改正(昭和61年4月1日)前の福祉手当を受給している方のうち、特別障害者手当も障害を支給事由とする年金も支給されない方

③ 非対象（次の場合は、手当の支給が受けられません）

(★) 全ての手当に共通した事項

- ・社会福祉施設等に入所している方

(1) 特別障害者手当

- ・継続して3か月を超えて、病院・診療所等に入院している方

(2) 障害児福祉手当、経過的措置による福祉手当

- ・障害を支給事由とする年金を受給している方

④ 所得制限

扶養義務等の人数	本人所得限度額	配偶者及び扶養義務者所得限度額
0人	3,661,000円	6,287,000円
1人	4,041,000円	6,536,000円
以下1人増えるごとに	380,000円加算	213,000円加算

(注)

- ・「所得」は諸控除後の額とします。
- ・扶養義務者とは、受給資格者と生計を同じくしている直系血族・兄弟姉妹をいいます。
- ・特別障害者手当の受給者本人に係る所得については、非課税の年金等も所得に含まれます。

⑤ 手当額・支給方法

- ・特別障害者手当 月額 29,590円
- ・障害児福祉手当 月額 16,100円
- ・経過的措置による福祉手当 月額 16,100円
- ・2月・5月・8月・11月の各10日（10日が土・日・祝日の場合は、その直前の平日）に、3か月分をまとめて、届け出のあった金融機関の口座に振り込みます

⑥ 手続き

- ・特別障害者手当等認定請求書（用紙は受付窓口にあります）
- ・金融機関の通帳（本人名義）
- ・診断書（専用の様式、身体障害者福祉法第15条指定医等の診断したもの。用紙は受付窓口にあります）
- ・特別障害者手当等所得状況届（用紙は受付窓口にあります）
- ・個人番号カードなどの個人番号を確認できる書類

⑦ 受付窓口：障がい者支援課 障がい者医療担当 庄和総合支所 福祉・健康保険担当

11 在宅重度心身障害者手当

① 制度の説明

在宅の重度心身障がいのある方に手当を支給することにより、障がいのある方の生活の向上と福祉の増進を図ることを目的とする制度です。

② 対象者及び手当の月額（市内に住所を有し、次のいずれかに該当する方。）

対 象 者	手当月額
<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳1級・2級の交付を受けている方 ・療育手帳④・Aの交付を受けている方 ・精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方 ・超重症心身障害児と認められる方 ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第1に定める程度の障がいの状態にある方 	5,000円
<ul style="list-style-type: none"> ・療育手帳Bの交付を受けている方 	2,500円
<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳3級の交付を受けている方 	2,000円

超重症心身障害児とは

- ・重症心身障害児※のうち、医療的な管理（人工呼吸器・中心静脈栄養・人工透析等）が必要な者。埼玉県が定めた調査票に基づく審査を行い、市長が認定します。

※重症心身障害児とは

- ・次の（1）に該当し、かつ（2）または（3）に該当する20歳未満の者
- （1）肢体不自由に係る障害の程度が、身体障害者手帳1級または2級に該当する方
- （2）療育手帳の等級が、④またはAに該当する方
- （3）障害の程度が、最重度または重度であると児童相談所の長または知的障害者更生相談所の長が判定した方

③ 支給の制限：次のいずれかに該当する場合は、手当を受給できません。

- ・施設等に入所している場合（措置入院を含む）
- ・障害児福祉手当、特別障害者手当又は経過的措置による福祉手当の支給を受けている場合。※超重症心身障害児と認められた場合は、障害児福祉手当との併給が可能です
- ・市町村民税が課税されている場合
- ・65歳以上で新たに対象となる障害の状態になった場合
- ・対象となる障害の状態でなくなった場合
- ・市外転出・死亡の場合

④ 支給方法

9月と3月の各25日（25日が土・日・祝日の場合は、その直前の平日）に、6か月分をまとめて、届け出のあった金融機関の口座に振り込みます。

⑤ 手続き

- ・在宅重度心身障害者手当支給申請書及び所得状況届（用紙は受付窓口にあります）
- ・身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳
- ・金融機関の通帳（本人名義）
- ・個人番号カードなどの個人番号を確認できる書類

⑥ 受付窓口：障がい者支援課 障がい者医療担当 庄和総合支所 福祉・健康保健担当

12 特別児童扶養手当

① 制度の説明

身体または精神に障がいのある20歳未満の子どもを家庭で育てている父母、または養育者に対し手当を支給することにより、福祉の増進を図ることを目的とする制度です。手当は、申請した翌月分から対象となります。

② 対象になる人・ならない人

(1) 対象になる人

身体または精神に障がいのある20歳未満の子どもを家庭で育てている父母、または養育者（里親を含む）。

(2) 対象にならない人

- ① 子どもが障害による公的年金を受けられることができる場合
- ② 児童福祉施設等に子どもが入所している場合（通園施設は除く）
- ③ 所得が制限額以上の方

③ 手当額

手当は1年に3回、4月（12月～3月分）、8月（4月～7月分）、11月（8月～11月分）に4か月分ずつ支払われます。

障害の状態	1級（重度）	2級（中度）
月額（1人について）	56,800円	37,830円

※手当は国から振り込まれます。

④ 所得の制限額

扶養親族等の数	本人	配偶者・扶養義務者
0人	4,596,000円	6,287,000円
1人	4,976,000円	6,536,000円
2人	5,356,000円	6,749,000円
3人	5,736,000円	6,962,000円
4人	6,116,000円	7,175,000円
5人	6,496,000円	7,388,000円

- (注) ・「所得」とは、収入から必要経費（給与所得控除等）控除後の額です。一律控除（8万円）のほか、諸控除が受けられる場合があります。
- ・「扶養義務者」とは、受給資格者と生計を同じくしている直系血族・兄弟姉妹をいいます。
 - ・毎年8月12日から9月11日までの間に所得状況届の提出が必要です。

⑤ 手続きに必要なもの

- (1) 請求者及び対象児童の戸籍謄（抄）本（1ヶ月以内に発行されたもの）
※戸籍を請求する際に、使用目的を「特別児童扶養手当用」とすることにより手数料が無料になる場合があります。戸籍を発行する担当課にお問い合わせください。
- (2) 認定診断書または身体障害者手帳、療育手帳
※身体障害者手帳1級～3級と4級の一部、療育手帳A・A・Bをお持ちの方は、診断書を省略できる場合があります。
- (3) 調査表（障害の内容により必要）
- (4) 金融機関の通帳（認定請求者（保護者）名義）またはキャッシュカード
※写しをとりますので、必ず原本が必要。
- (5) 請求者及び対象児童の個人番号を確認できるもの
- (6) 本人確認ができる書類（運転免許証など官公署発行の顔写真付きのもの）

⑥ 受付窓口 こども支援課 医療担当 庄和総合支所 福祉・健康保険担当

13 心身障害者扶養共済制度^①^②^③

- ① 制度の説明： 障がいのある方を扶養している保護者が、生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一（死亡・重度障害）のことがあったとき、障がいのある方に一定額の年金を支給する制度です。

[掛金月額]

- ・加入者の加入時の年齢により、1口当たりの掛金が異なります（9,300円から23,300円）。
- ・加入者が65歳（4月1日現在）以降最初に到来する加入応当月に達し、かつ継続して20年以上加入したときは、その後の掛金が免除されます。
- ・加入者（加入者の世帯を含む）の課税状況等に応じて掛金が減免になる場合があります。

[年金の支給]

- ・加入者が死亡し、又は重度障害と認められたときは、その月から障がいのある方に対して年金が支給されます。
- ・年金は、障がいのある方の生涯にわたって支給されます。（1口加入の方は月額2万円、2口加入の方は月額4万円）

② 対象者

- ・ 4月1日時点で障がいのある方（身体障害者手帳1級～3級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳1級～2級の方など）を現に扶養している65歳未満の保護者（父母、配偶者、兄弟、姉妹、祖父母、その他の親族）
- ・ 特別の疾病または障害がなく、生命保険に加入できる健康状態である方
- ・ 障がいのある方1人に対して、加入できる保護者は1人

③ 手続き

- ・ 加入申込書
- ・ 保護者と障がいのある方の住民票
- ・ 申込者告知書（被保険者の健康状態を告知する書類）
- ・ 障害証明書
- ・ 年金管理者指定届
- ・ 障害者手帳
- ・ 印鑑（朱肉を使うもの）

- ④ 受付窓口：障がい者支援課 障がい者支援担当 庄和総合支所 福祉・健康保険担当

14 障害基礎年金^身^知^精

① 内容：20歳到達前、国民年金の被保険者期間中、または被保険者でなくなった後でも60歳以上65歳未満（老齢基礎年金を繰り上げて受給している方を除きます）で日本国内に住所を有する間に初診日のある病気やケガにより、障害認定日の障害の程度が国民年金法で定められた障害等級表の1級・2級のいずれかに該当するようになった場合に、障害基礎年金が支給されます。

※ 初診日とは、障害の原因となった病気やケガについて、初めて医師の診療を受けた日です。

※ 障害認定日とは、初診日から1年6か月経過した日、または1年6か月以内に症状が固定した日です。

※ 18歳到達年度の末日までにある子（障害者は20歳未満）がいる場合は、子の人数によって加算されます。

※ 初診日が20歳後による障害基礎年金を受けるためには、初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の2/3以上の期間について、保険料が納付又は免除されていること、または初診日のある月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がないこと（保険料納付要件）が必要です。

② 受付窓口 ・市民課 国民年金担当 ・春日部年金事務所（電話048-737-7112）
・ねんきんダイヤル（電話0570-05-1165）

15 障害厚生年金・障害手当金^身^知^精

① 内容：厚生年金に加入している間に初診日のある病気やケガで障害基礎年金の1級または2級に該当する障害の状態になったときは、障害基礎年金に上乗せして障害厚生年金が支給されます。また、障害の状態が2級に該当しない軽い程度の障害のときは、3級の障害厚生年金が支給されます。

なお、初診日から5年以内に病気やケガが治り、障害厚生年金を受けるよりも軽い障害が残ったときには障害手当金（一時金）が支給されます。

※障害厚生年金・障害手当金を受けるためには、障害基礎年金の保険料納付要件を満たしていることが必要です。

② 問い合わせ先・春日部年金事務所 電話 048-737-7112
・ねんきんダイヤル 電話 0570-05-1165

（上記内容は日本年金機構ホームページより転載）

16 特別障害給付金^身^精

① 内容：国民年金の任意加入期間に加入しなかったために、障害基礎年金等を受給できない障がいのある方に支給されます。

② 対象者

- ・平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生
- ・昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金、共済組合などの加入者）の配偶者

※その当時、任意加入していなかった期間内に初診日（障害の原因となる傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日）があり、現在、障害基礎年金1級、2級相当の障害に該当する方。ただし、65歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当された方に限られます。

※障害基礎年金・障害厚生年金・障害共済年金などの受給対象者は、上記に含まれません。

※老齢年金、遺族年金等の年金を受給している場合や本人の所得によっては、支給が調整されることがあります。

※経過的福祉手当を受給されている方は、特別障害給付金の支給を受けると当該手当の受給資格は喪失します

③ 受付窓口・市民課 国民年金担当 ・春日部年金事務所 電話 048-737-7112
・ねんきんダイヤル 電話 0570-05-1165

17 補装具費の支給^①_②

① サービスの説明：身体障がいのある方の失われた部位や障がいのある部分を補って、日常生活を容易にする補装具の購入、修理又は借受け（歩行器、車載用姿勢保持装置等）に対して補装具費を支給します。

② 補装具の種類別

視覚障がい者用	視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡
聴覚障がい者用	補聴器、人工内耳用音声信号処理装置（修理のみ）
肢体不自由者用	義肢（義手、義足）、装具、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ（一本つえを除く）、姿勢保持装置、重度障害者用意思伝達装置 【18歳未満の方】排便補助具、車載用姿勢保持装置、起立保持具、頭部保持具

※介護保険対象者は、介護保険の保険給付の対象となっている車椅子、歩行器、歩行補助つえ等の補装具については、介護保険制度での対応となります。

③ 対象者：身体障害者手帳所持者、難病患者等

④ 手続き

- ・ 身体障害者手帳
- ・ 医師の診断書等（身体障害者手帳を取得していない難病患者等）
- ・ 補装具費支給申請書（補装具の種類によっては、医学的意見書を添付）
- ・ 補装具費支給意見書

※18歳以上の方：補聴器、義眼、眼鏡等の申請時

※18歳未満の方：原則、提出が必要ですが、購入、修理内容により不要な場合があります。詳しくは下記の受付窓口へお問い合わせください。

- ・ 見積書
 - ・ 障がい者本人とその配偶者の個人番号を確認できるもの（個人番号カードなど）
- ※18歳未満の場合は、本人と保護者のものが必要です。

⑤ 費用負担：原則、費用の一割負担（収入状況に応じて負担上限月額があります。市民税非課税世帯の方の自己負担はありません。）

※18歳以上の方は本人及び配偶者の市民税所得割額が46万円以上の場合は、支給対象外となります。

⑥ 支給、修理の条件：医学的判定を必要としないもの以外、身体障害者更生相談所（埼玉県総合リハビリテーションセンター）の判定を受けることになります。

⑦ 受付窓口：障がい者支援課 障がい者支援担当 庄和総合支所 福祉・健康課担当

18 日常生活用具の給付^身^知^精^難

- ① サービスの説明：重度の障がいのある方に対し、日常生活を容易にするため日常生活用具を給付します。
- ② 対象者：身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者（一部）、精神障害者保健福祉手帳所持者（一部）、難病患者等
- ③ 日常生活用具の主な種類

介護・訓練支援用具	特殊寝台、マット、特殊尿器等
自立生活支援用具	入浴補助用具、移動・移乗支援用具、車椅子用段差昇降機等
在宅療養等支援用具	透析液加温器、ネブライザー、人工呼吸器用外部バッテリー等
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置、盲人用時計、人工鼻、人工内耳用電池等
排泄管理支援用具	ストマ用装具、紙おむつ、収尿器
住宅改修費	居宅生活動作補助用具

※介護保険対象者は、介護保険の保険給付の対象となっている特殊寝台、入浴補助用具等の用具については、介護保険制度での対応となります。

- ④ 費用負担
原則、基準額の一割負担（収入状況に応じて負担上限月額があります。市民税非課税世帯の方の自己負担はありません。）

※18歳以上の方は本人及び配偶者の市民税所得割額が46万円以上の場合は、支給対象外となります。

- ⑤ 給付の条件
用具ごとに要件となる「障害の種類」と「障害の程度」があります。詳しくは下記の受付窓口へお問い合わせください。

- ⑥ 手続き
 - ・ 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳
 - ・ 医師の診断書等（難病患者及び各種障害者手帳により対象者と判断できない場合）
 - ・ 日常生活用具給付申請書、見積書
 - ・ 個人番号カードなどの個人番号を確認できるもの
 - ・ 居宅生活動作補助用具の場合は、工事図面及び改修工事見積書
- ⑦ 受付窓口：障がい者支援課 障がい者支援担当 庄和総合支所 福祉・健康保険担当

19 車椅子のリサイクルと貸出^身^知^精^難^発

- ① サービスの説明：医療機関等で不要になった車椅子をリサイクルし、必要とする方に貸出します。
- ② 対象者：市内に住所を有し、入院および施設に入所していない、下肢・体幹・内部（心臓・腎臓・呼吸器）に障がいがある方、又は特に必要と認められた方 など
- ③ 貸し出し期間：1か月以内
- ④ 手続き：車椅子貸出利用申請書
- ⑤ 受付窓口：障がい者支援課 障がい者支援担当 庄和総合支所 福祉・健康保険担当

20 難聴児補聴器購入費等助成事業

- ① 制度の説明：身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度である難聴児の補聴器購入・修理費用の一部を助成することにより、言語の習得、教育等における健全な発達を支援します。
- ② 対象者：市内に住所を有し、次のいずれにも該当する児童
 - ・満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあって、いずれかの耳または両耳の聴力レベルが25デシベル以上で身体障害者手帳の交付対象とならない児童
 - ・補聴器を装用することにより、言語の習得等において一定の効果か期待できると医師が判断した児童
 - ・難聴児が労働者災害補償保険法等に基づき、補聴器購入費の助成を受けていない方
- ③ 助成対象：新たな補聴器の購入または購入後5年を経過した補聴器の買い替え及び修理（場合によっては5年経過していても可能）
- ④ 助成額：基準額と助成対象経費とを比較して少ない方の額の3分の2（千円未満切捨て）
- ⑤ 手続き
 - ・春日部市難聴児補聴器購入費等助成金交付申請書
 - ・難聴児補聴器購入費等助成金交付意見書（修理では省略できる場合があります。）
 - ・見積書※事前に下記の受付窓口までご相談ください。
- ⑥ 受付窓口：障がい者支援課 障がい者支援担当 庄和総合支所 福祉・健康保険担当

21 重度身体障害者居宅改善整備費補助^⑤

- ① サービスの説明：重度障がいのある方の日常生活における利便を図るため、居宅の室内や屋外を障害に応じて改造する場合に補助します。
- ② 対象者：市内に住所を有し、下肢又は体幹に障がいをもつ方で、身体障害者手帳の記載が1級又は2級の方。
※新築、増築、改築及び日常生活用具の給付対象となる住宅改修は対象外です。
※介護保険対象者は、改善整備内容により対象にならない場合があります。
- ③ 補助額：経費の3分の2（千円未満切捨て）
※補助限度額は24万円、生活保護世帯は36万円
- ④ 所得制限：対象者の属する世帯の最多収入者の前年分の所得税額が10万5000円以下
- ⑤ 手続き：
 - ・重度身体障害者居宅改善整備費事業認定申請書
 - ・身体障害者手帳
 - ・世帯の前年分所得税額の分かるもの（源泉徴収票などの写し）※居宅の改造工事を開始する前に手続きが必要です。
- ⑥ 受付窓口：障がい者支援課 障がい者支援担当 庄和総合支所 福祉・健康保険担当

22 県営住宅の抽選優遇^①^②^③^④

- ① 内容：一般住宅・高齢者・障がい者住宅・車椅子住宅・単身住宅・単身車椅子住宅に申し込みした場合、申込者数が募集戸数を上回った場合の抽選会で、当選確率が高くなります。
- ② 対象者：申込者または同居者が次のいずれかに該当する者
 - ・身体障害者手帳所持者 1級、2級、3級、4級
 - ・療育手帳所持者 ①、A、B
 - ・精神障害者保健福祉手帳所持者 1級、2級
 - ・難病患者等
- ③ 問い合わせ先：埼玉県住宅供給公社 県営住宅課 電話 048-829-2875

23 市営住宅の抽選優遇^①^②^③

- ① 内容：一般住宅・高齢者・障がい者向け住宅・単身住宅に申し込みした場合、申込者数が募集戸数を上回った場合の抽選会で、当選確率が高くなります。
- ② 対象者：申込者または同居者が次のいずれかに該当する者
 - ・身体障害者手帳所持者 1級、2級、3級、4級
 - ・療育手帳所持者 ①、A、B
 - ・精神障害者保健福祉手帳所持者 1級、2級
- ③ 問い合わせ先：住宅政策課

24 自立支援給付(介護給付・訓練等給付)^①^②^③^④^⑤^⑥

- ① サービスの説明：心身の障害のため、日常生活等が困難な方に対するホームヘルパーの派遣や、施設入所等による生活・就労・訓練等の支援および一般就労を希望する人に対する就労に必要な訓練等を支援します。
- ② 対象者：身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者（高次脳機能障害・発達障害を含む）・難病患者等
※40～64歳で16疾病に該当する方及び65歳以上の方は介護保険での対応となります。
- ③ 内容
 - ・介護給付（身体介護・家事援助・同行援護・行動援護・重度訪問介護・短期入所・生活介護等）
 - ・訓練等給付（自立訓練・就労移行支援・就労継続支援等）
- ④ 利用回数等
 - ・聞き取り等により、状況に応じてサービスの種類・回数・時間を決定します。
 - ※ご利用にあたっては、利用者本人と事業者の契約が必要となります。
 - ※障害の状況により、ご利用いただけるサービスに制限があります。詳しくはお問い合わせください。
- ⑤ 費用：原則、サービス費用の1割負担（収入状況に応じて負担上限月額があります。市民税非課税世帯の方の自己負担はありません。）
- ⑥ 手続き
 - ・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳
 - ・（介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費）支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書
 - ・医師の診断書等（難病患者等および障害者手帳を所持していない方）
 - ・個人番号カードなどの個人番号を確認できるもの
 - ※申請後、本人の状況や世帯の状況等について聞き取りがあります。
- ⑦ 受付窓口：障がい者支援課 障がい者支援担当 庄和総合支所 福祉・健康保険担当

25 障害児通所給付^①^②^③^④

① サービスの説明

- ・ 児童発達支援：未就学の障がい児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。
- ・ 医療型児童発達支援：肢体不自由児に児童発達支援および治療を行います。
- ・ 居宅訪問型児童発達支援：重度の障害等により外出することが著しく困難な障がい児の居宅を訪問して児童発達支援を行います。
- ・ 放課後等デイサービス：就学中の障がい児に、授業の終了後又は夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流を支援します。
- ・ 保育所等訪問支援：保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

② 対象者：身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）又は難病等により、療育を必要とする児童

③ 利用日数等

- ・ 聞き取り等により、状況に応じてサービスの種類・日数等を決定します。

※ご利用にあたっては、利用する児童の保護者と事業者の契約が必要となります。

※障害の状況により、ご利用いただけるサービスに制限があります。詳しくはお問い合わせください。

④ 費用：サービス費用の1割負担（世帯の収入状況に応じて負担上限月額があります。市民税非課税世帯の方の自己負担はありません。）

⑤ 手続き

- ・ 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳
- ・ 障害児通所給付費支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書
- ・ 医師の診断書等（障害者手帳を所持していない児童）
- ・ 個人番号カードなどの個人番号を確認できるもの

※医療的ケアが必要な方は、主治医による「医療的ケア判定スコア」が必要になる場合があります。

※申請後、本人の状況や世帯の状況等について聞き取りがあります。

⑥ 受付窓口：障がい者支援課 障がい者支援担当 庄和総合支所 福祉・健康課担当

26 移動支援事業^①^②^③^④

① サービスの説明：屋外での移動が困難な障がいのある方を支援することにより、地域での自立生活や社会参加を促します。

② 対象者：身体障害者手帳所持者で重度の視覚障がい又は全身性障がいの方等。ただし、重度訪問介護利用者は除く。

療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者、もしくは知的障がい有すると更生相談所・医療機関等から認定された方又は医師により発達に障がいがあると診断された方。ただし、行動支援利用者とは除く。

③ 利用時間：1日当たり8時間を上限とし、1か月の利用時間は60時間を上限とします。

④ 費用：原則、サービス費用の1割負担（市民税非課税世帯の方の自己負担はありません。）

⑤ 手続き

- ・ 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳
- ・ 移動支援事業利用登録申請書
- ・ 医師の診断書等（発達に障がいがあると診断された方）
- ・ 個人番号カードなどの個人番号を確認できるもの

⑥ 受付窓口：障がい者支援課 障がい者支援担当 庄和総合支所 福祉・健康課担当

27 日中一時支援事業

- ① サービスの説明：在宅の心身障がいのある方を一時的に預かることにより、日中活動の場を提供し、見守りや社会に適応するための日常的な訓練、家族の就労支援や日常的に介護をしている家族の一時的な休息を確保することにより、介護する方の負担の軽減を図ります。
- ② 対象者：市内に住所を有する身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者、もしくは知的障がいがあると更生相談所・医療機関等から認定された方又は医師により発達に障がいがあると診断された方
※40～64歳で16疾病に該当する方及び65歳以上の方は介護保険での対応となります。
- ③ 利用日数：聞き取りに応じて日数を決定します。
※原則、1か月の利用日数は7日を上限とします。
- ④ 費用：サービス費用の1割負担（市民税非課税世帯の方の自己負担はありません。）
- ⑤ 手続き
 - ・ 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳
 - ・ 医師の診断書等（障害者手帳を所持していない場合）
 - ・ 日中一時支援事業利用者登録申請書
 - ・ 個人番号カードなどの個人番号を確認できるもの
- ⑥ 受付窓口：障がい者支援課 障がい者支援担当 庄和総合支所 福祉・健康保険担当

28 障害児(者)生活サポート事業

- ① サービスの説明：心身障がいのある方やその家族の必要に応じて、市に登録された団体が心身障がいのある方に対する一時預かり、派遣による介護、外出援助等のサービスを提供し、市がその団体に運営費の一部を補助することにより、利用者の経済的負担を間接的に軽減します。
- ② 対象者：市内に住所を有し、次のいずれかに該当する方
 - ・ 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者
 - ・ 更生相談所又は児童相談所で知的障がいと判定された方
 - ・ 医師により発達に障がいがあると診断された方
 - ・ 難病患者等
- ③ 費用：1時間当たりの利用料は各登録団体により異なります。（500円～950円）
※障がい児については、世帯の生計中心者の課税状況により利用料の補助があります。
- ④ 登録手続き
 - ・ 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳
 - ・ 障害児(者)生活サポート事業利用登録申請書
 - ・ 医師の診断書等（難病患者等および発達に障がいのある方）
 - ・ 障がい児の場合は、生計中心者の源泉徴収票又は所得税の申告書の写し
- ⑤ その他
年間150時間以内の利用について補助の対象となります。
※年度途中に利用登録をされた方は、その月により利用時間数が異なります。
- ⑥ 受付窓口：障がい者支援課 障がい者支援担当 庄和総合支所 福祉・健康保険担当

29 重度障害者等訪問入浴サービス事業(身)(知)(精)(難)

- ① サービスの説明：家庭において入浴が困難な在宅の重度障がいのある方の生活を支援するため、居宅において訪問入浴サービスを提供することにより、身体の清潔の保持、心身機能の維持等および介護する方の負担の軽減を図ります。
- ② 対象者
 - ・ 市内に住所を有する在宅の身体障害者手帳1級・2級（肢体不自由）、療育手帳^ア・A又は精神障害者保健福祉手帳1級の所持者
 - ・ 特定疾患調査研究分野の対象疾患患者および関節リウマチ患者
※40～64歳で16疾病に該当する方及び65歳以上の方は介護保険での対応となります。
- ③ 要件：次のいずれにも該当する必要があります。
 - ・ 家族等の介助のみでは入浴が困難な方
 - ・ 医師により入浴が可能と認められた方
 - ・ 感染症疾患を有しない方
 - ・ 入浴時に家族等の立会いが可能である方
- ④ 利用回数：原則として週1回（7月から9月は週2回）
- ⑤ 費用
 - ・ 生計中心者の前年分の所得税額に応じて一部自己負担があります。
 - ・ 入浴時に必要な水道代と光熱費は利用者負担です。
- ⑥ 手続き
 - ・ 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳
 - ・ 医師の診断書等（障害者手帳を所持していない場合）
 - ・ 重度障害者等訪問入浴サービス事業利用申請書
 - ・ 利用対象者身体状況等調書
 - ・ 入浴診断書・意見書
 - ・ 訪問入浴サービス利用誓約書
 - ・ 個人番号カードなどの個人番号を確認できるもの
- ⑦ その他：申請後、浴槽の搬入について確認するため、家庭訪問をさせていただく場合があります。
- ⑧ 受付窓口：障がい者支援課 障がい者支援担当 庄和総合支所 福祉・健康課担当

30 言語障害児指導訓練事業(ことばの教室)

- ① サービスの説明：言語障がいのある児童に検査、訓練を行うことにより構音障害の軽減や言語発達の促進等を援助します。
- ② 対象者：市内に住所を有し、おおむね3歳から小学校就学前の言語に障がいがある児童
※ただし下記に該当する児童は対象外となります。
 - ・ 他の機関（ふじ学園、児童発達支援事業所、病院等）で、言語聴覚士の個別指導を利用中の児童
 - ・ 市の他事業（親子教室や幼児教室）を利用中の児童
- ③ 訓練内容
 - ・ 言語訓練（1回当たり40分の訓練を1～2ヶ月に1回程度）
 - ・ 構音訓練等（1回当たり30分の訓練を1ヶ月に2回程度）
※相談、検査及び経過観察指導は必要に応じて行います。
- ④ 訓練場所：あすと春日部
- ⑤ 費用：自己負担はありません。
- ⑥ 手続き
 - ・ ことばの教室申込書
 - ・ ことばの調査書
- ⑦ 受付窓口：障がい者支援課 障がい者支援担当 庄和総合支所 福祉・健康課担当

31 在宅重症心身障害児等の

家族に対するレスパイトケア事業^①^②

- ① サービスの説明：人工呼吸器を使用する等、医療的ケアを必要とする在宅の重症心身障がい児等を介護する家族の精神的、身体的負担の軽減を図るため、対象者をショートステイまたはデイサービスで受け入れた施設等を支援するものです。
- ② 対象者：市内に住所を有する在宅の重症心身障がい児等
- ③ 補助額：施設等に対する補助額は、対象者1人当たり日額1万円又は2万円（利用するサービスやスコア表に基づく点数によって異なります。）
- ④ 受付窓口：障がい者支援課 障がい者支援担当 庄和総合支所 福祉・健康課担当

32 成年後見制度^①^②^③

- ① 制度の説明：判断能力の不十分な方を保護し、支援する制度です。
 - (1) 法定後見制度：家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が、本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって、本人を保護・支援します。
 - (2) 任意後見制度：本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を公証人の作成する公正証書で結んでおくものです。
- ② 対象者：判断能力の不十分な方
- ③ 問い合わせ先：さいたま家庭裁判所越谷支部 電話 048-910-0132

33 福祉タクシー利用券・自動車燃料費助成券^身^知^精

- ① サービスの説明：重度心身障がいのある方が通院や生活圏の拡大のため、タクシーを利用する場合又は自家用自動車・自動自転車の燃料を購入する場合、その料金の一部を助成します。タクシー利用券・自動車燃料費助成券・併用のうち1つを選択していただきます（併用の場合は、枚数が各々半分になります）。
- ② 対象者：次のいずれかに該当する者
 - ・身体障害者手帳所持者 1級、2級、3級
 - ・療育手帳所持者 ㉠、A、B
 - ・精神障害者保健福祉手帳所持者 1級
 - ・戦傷病者手帳所持者 特別項症から第3項症
 ※いずれも春日部市内に住所を有する方
- ③ 利用できる事業所等
 - ・タクシー利用券 埼玉県又は春日部市と協定を締結しているタクシー事業所
 - ・自動車燃料費助成券 市と協定を締結している指定給油所（春日部市内のみ）
- ④ 助成額
 - ・タクシー利用券1枚につき、初乗運賃相当額を助成（1人年間30枚まで）
 - ・燃料費助成券1枚につき、ガソリン等1、500円相当額を助成（1人年間10枚まで）
 ※新規に対象となった方は、手帳の交付時期により交付枚数が異なります。

時期(手帳記載交付月)	タクシー利用券	自動車燃料費助成券
4月～ 6月	30枚	10枚
7月～ 9月	23枚	8枚
10月～12月	15枚	5枚
1月～ 3月	8枚	3枚
- ⑤ 手続き
 - ・福祉タクシー利用券・自動車燃料費助成券登録申請書
 - ※身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳の提示が必要です。
- ⑥ 受付窓口：障がい者支援課 障がい者支援担当 庄和総合支所 福祉・健康保険担当

34 運転免許取得費の補助^身^知^精

- ① サービスの説明：障がいのある方が仕事等のために運転免許を取得する場合、12万円を限度として補助します。
- ② 対象者：次のいずれにも該当する方
 - ・市内に住所を有し、身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳所持者
 - ・道路交通法第96条の規定による運転免許試験の受験資格を有する方
- ③ 所得制限：対象者の属する世帯の最多収入者の前年分の所得税額が10万5000円以下
- ④ 補助額：自動車教習所において教習を受けるために要した経費と基準額を比較して、少ない方の額の3分の2（上限額12万円、千円未満切捨て）
- ⑤ 手続き：障害者自動車運転免許取得費補助金交付申請書、障害者自動車運転免許取得計画書、前年分所得税額が分かるもの（源泉徴収票などの写し）、個人番号カードなどの個人番号を確認できるもの、運転免許取得に掛かる費用等が分かるもの
※事前の手続きが必要となります。
- ⑥ 受付窓口：障がい者支援課 障がい者支援担当 庄和総合支所 福祉・健康保険担当

35 自動車改造費の補助^①^②^③

① サービスの説明：障がいのある方が通勤等のために、自動車の一部であるハンドル、ブレーキ、アクセルなどを改造する場合、その経費を10万円まで補助します。

② 対象者：次のいずれにも該当する方

- ・市内に住所を有する、身体障害者手帳所持者
- ・就労等に伴って自ら所有し、運転する自動車を改造する必要がある方
- ・都道府県公安委員会から運転することができる自動車の種類が限定され、または必要な条件を付されている方

③ 所得制限

扶養親族等の人数(例)	本人所得限度額	扶養義務者等所得限度額
0人	3,661,000円	6,287,000円
1人	4,041,000円	6,536,000円
以下1人増えるごとに	380,000円増加	213,000円増加

(注)

- ・「所得」は諸控除後の額とします。
- ・扶養義務者とは、受給資格者と生計を同じくしている直系血族・兄弟姉妹をいいます。

④ 補助額：対象者が自ら所有し、運転する自動車の操向装置等の一部改造に要した経費と10万円を比較して、少ない方の額（上限額10万円、千円未満切捨て）

⑤ 手続き

- ・身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者福祉保健手帳
- ・障害者自動車改造費補助対象事業認定申請書
- ・個人番号カードなどの個人番号を確認できる書類
- ・事業計画書
- ・見積書
- ・前年分所得税額の分かるもの（源泉徴収票などの写し）

※事前の手続きが必要となります。

⑥ 受付窓口：障がい者支援課 障がい者支援担当 庄和総合支所 福祉・健康課担当

36 リフト付自動車の貸出^①

① サービスの説明：外出の困難な身体障がいのある方に対し、車椅子に乗ったまま乗車できるリフト付自動車を貸し出します。

② 対象者：市内に住所を有し、車椅子の使用を必要としている肢体不自由者で、身体障害者手帳1～3級の交付を受けている方

③ 利用時間：1回当たり6時間以内（3日間を限度として連続利用可）

④ 利用回数：36回まで

⑤ 手続き：リフト付自動車利用資格証交付申請書兼誓約書

※申請後、リフト付自動車利用資格証を利用者に市から交付します。

※上記の資格証をお持ちの上、指定のレンタカー事業所に利用をお申し込みください。

⑥ 費用：無料

※ただし、使用した燃料は、自己負担にて補給後に返車（駐車場代、有料道路代は自己負担）

※故障、修理、事故などは、レンタカー事業所（貸出元）の約款に基づきます。

⑦ 受付窓口：障がい者支援課 障がい者支援担当 庄和総合支所 福祉・健康課担当

37 思いやり駐車場制度

(パーキング・パーミット制度) 身 知 精 難 発

- ① 埼玉県思いやり駐車場制度とは
障がいのある方や要介護状態の方、妊産婦の方など、歩行が困難と認められる方に「利用証」を交付し、公共施設や商業施設などに設置されている「車椅子使用者用駐車区画」及び「優先駐車区画」の適正利用を推進する制度です。
制度の詳細は県ホームページ
(https://www.pref.saitama.lg.jp/a0601/parking_permit.html)をご覧ください。

- 利用証（3種類）（駐車時にルームミラーに掲示）



利用証は、障害者手帳、難病関係受給者証、介護保険被保険者証、母子健康手帳などをお持ちの方のうち、交付基準を満たす方が交付を受けることができます。交付基準の詳細については県ホームページをご覧ください。

- 利用できる駐車区画
区画のある施設は県ホームページで確認できます。



- ② 申請方法
交付申請書（県または市ホームページからダウンロード）に必要な添付書類を添えて、春日部市の担当課窓口での申請又は県への電子申請、郵送申請をすることができます。
家族などが代理で申請する場合には、代理人の本人確認書類が必要です。
- 担当課
障がい者支援課…障がい者、難病患者、けが人等
介護保険課……………高齢者等
こども相談課……………妊産婦
- ③ 問い合わせ先：埼玉県福祉部福祉政策課政策企画担当
電話 048-830-3223 FAX 048-830-4801

38 全身性障害者介護人派遣事業^①

- ① サービスの説明：独立自活を目指す在宅の全身性障がいのある方に対して、外出援助等を行う介護人を派遣することにより、生活圏の拡大を図ります。
- ② 対象者：市内に住所を有し、身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の在宅の全身性障がいのある方で、次のいずれかに該当する方
 - ・ 障害程度が特別障害者手当の支給要件に該当する方
 - ・ 脳性まひによる障害の程度が1級の方
- ③ 派遣時間：1か月 64時間以内
- ④ 費用：費用負担はありません。
※ただし、外出に伴う交通費等は介護人分も含めて介護を受けた方の実費負担となります。
- ⑤ 手続き：全身性障害者介護人派遣申請書
- ⑥ その他
 - ・ 介護を受けた方は、春日部市からあらかじめ交付されている介護券を介護人に提示し、介護時間等を記入してもらいます。
 - ・ 派遣対象者は自らを介護する介護人を推薦できますが、派遣対象者の親、兄弟姉妹、子及び配偶者は介護人となることはできません。
- ⑦ 受付窓口：障がい者支援課 障がい者支援担当 庄和総合支所 福祉・健康保険担当

39 手話通訳者派遣事業^①

- ① サービスの説明：聴覚障がいのある方や音声・言語機能障がいのある方の家庭生活並びに社会生活におけるコミュニケーションを円滑にするため、手話通訳者を派遣します。
- ② 対象者：市内に居住し、身体障害者手帳の交付を受けている聴覚、音声・言語機能に障がいのある方
- ③ 派遣の内容：生活、医療、職業、教育等
ただし、宗教団体の活動、政党の宣伝活動、営業活動及び個人の遊興または娯楽に関することについては、派遣することはできません。
- ④ 派遣の範囲：原則、埼玉県内（県外への派遣はご相談ください）。
- ⑤ 派遣時間：午前8時から午後9時まで
- ⑥ 費用：派遣費用は無料
- ⑦ 手続き：派遣の3日前までに手話通訳派遣申込書を春日部市社会福祉協議会へ提出
- ⑧ 受付窓口：春日部市社会福祉協議会
専用FAX 048-752-9104 TEL 048-762-1081

40 要約筆記者の派遣^①

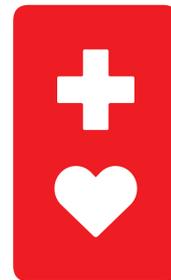
- ① サービスの説明：聴覚障がいのある方や音声・言語機能障がいのある方の社会生活におけるコミュニケーションを円滑にするため、要約筆記者を派遣します。
- ② 対象者：市内に居住し、身体障害者手帳の交付を受けている聴覚、音声・言語機能障がいのある方
- ③ 派遣の内容：生活、医療、職業、教育等
ただし、宗教団体の活動、政党の宣伝活動、営業活動及び個人の遊興または娯楽に関することについては、派遣することはできません。
- ⑤ 派遣時間：月曜日から金曜日 午前9時から午後5時まで（年末年始、祝日を除く）
- ⑥ 費用：派遣費用は無料
- ⑦ 受付窓口：埼玉聴覚障害者情報センター FAX 048-814-3354 TEL 048-814-3353

41 盲ろう者通訳・介助者の派遣^身

- ① サービスの説明：視覚・聴覚の両方に障がいのある方の社会生活におけるコミュニケーションを円滑にするため、通訳・介助員を派遣します。
- ② 対象者：視覚・聴覚の両方の障がいがあり、身体障害者手帳1級、2級の方
- ⑤ 受付時間：火曜日から金曜日 午前9時30分から午後4時30分まで
- ⑥ 受付窓口：埼玉県盲ろう者通訳・介助員派遣事務所 FAX・TEL 048-823-7080

42 ヘルプマーク・ヘルプカードの配布^身^知^精^難^発

- ① ヘルプマークとは：義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方などが、外見から分からなくても援助や配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるように作成されたマークです。また、発達障害をはじめ、さまざまな事情によってマスクの着用が困難な人や、アルコールによる手指消毒ができない人も利用できます。
必要に応じて、ヘルプマークの利用者が周囲に伝えたい情報や必要とする支援内容を記入した附属シールを、マークの片面に貼ることができます。



(着用例)

- ② ヘルプカードとは：
ヘルプカードは、障がいや難病のある方が日頃から携帯することで、緊急時や災害時、日常生活で困ったときなどに支援や配慮を求めやすくするカードです。
カードには、名前、性別、生年月日、住所、障害名および等級、かかりつけ医療機関、のんでいる薬、配慮してほしいこと、緊急連絡先などを記入できる欄を設けています。



- ③ 対象者：市内在住・在学・在勤者で、義足や人工関節を使用している方、身体・知的・精神障がい（高次脳機能障がいを含む）、発達障がい、難病、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としている方。
障害者手帳の所持や病名などは問いません。
- ④ 配布場所：障がい者支援課
庄和総合支所 福祉・健康保険担当

※ヘルプカードは市ホームページからもダウンロードできます。

43 郵便等による不在者投票^①

- ① 内容：身体に重度の障がい等があり、次の要件にあてはまる方は、あらかじめ所定の手続きを行うことにより、郵便等による不在者投票ができます。

- ▶ 身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちの方

障害区分	手帳の種類	
	身体障害者手帳（記載等級）	戦傷病者手帳（記載等級）
両下肢、体幹	1～2級	特別項症～第2項症
移動機能	1～2級	
心臓、じん臓、呼吸器、 ぼうこう、直腸、小腸	1、3級	特別項症～第3項症
免疫	1～3級	
肝臓	1～3級	特別項症～第3項症

- ▶ 介護保険法上の要介護の方

介護保険被保険者証（要介護状態区分）	要介護5
--------------------	------

- ▶ 代理記載制度

郵便等による不在者投票ができる方のうち、自ら投票の記載をすることができない者として定められた方は、あらかじめ市区町村選挙管理委員会に届出た者（選挙権を有する者に限る）に投票に関する記載をさせることができます。

なお、代理記載制度を利用するためには、選挙人名簿に登録されている市区町村選挙管理委員会への事前の申請が必要です。

障害区分	手帳の種類	
	身体障害者手帳（記載等級）	戦傷病者手帳（記載等級）
上肢、視覚	1級	特別項症～第2項症

- ② 問い合わせ先：春日部市選挙管理委員会事務局 電話 048-796-8405

44 代理投票^①

- ① 内容：けがや心身の障がい等により字を書くことが困難な方には、投票所の係員が代筆しますので、その旨をお伝えください。投票の秘密は守られますのでご安心ください。
- ② 問い合わせ先：春日部市選挙管理委員会事務局 電話 048-796-8405

45 点字投票^①

- ① 内容：目の不自由な方で、点字の投票を希望される方は、投票所の係員にその旨をお伝えください。
- ② 問い合わせ先：春日部市選挙管理委員会事務局 電話 048-796-8405

46 所得税の障害者控除^身^知^精

- ① 内容：納税者又はその同一生計配偶者や扶養親族に心身の障がいがある場合は、次の額の控除を受けられます。

障害の程度	控除額
(1)身体障害者手帳 3～6級	障害者控除 所得金額から27万円を控除
(2)療育手帳 B、C	
(3)精神障害者保健福祉手帳 2～3級	特別障害者控除 所得金額から40万円を控除
(4)身体障害者手帳 1～2級	
(5)療育手帳 ④、A	
(6)精神障害者保健福祉手帳 1級	

※ 上記以外の方でも、控除対象となることがあります。詳しくはお問い合わせください。

- ② 問い合わせ先：春日部税務署 電話 048-733-2111

47 住民税の障害者控除・非課税^身^知^精

- ① 内容：納税者又はその同一生計配偶者や扶養親族に心身の障がいがある場合は、次の額の控除を受けられます。

障害の程度	控除額
(1)身体障害者手帳 3～6級	障害者控除 所得金額から26万円を控除
(2)療育手帳 B、C	
(3)精神障害者保健福祉手帳 2～3級	特別障害者控除 所得金額から30万円を控除
(4)身体障害者手帳 1～2級	
(5)療育手帳 ④、A	
(6)精神障害者保健福祉手帳 1級	

※ 本人の所得金額が135万円以下であるときは、非課税となります。

※ 扶養親族を特別障害者控除の対象とする場合において、その親族と同居の場合は控除額に23万円が加算されます。

※ 上記以外の方でも、控除・非課税対象となることがあります。詳しくはお問い合わせください。

- ② 受付窓口：市民税課 個人住民税担当 庄和総合支所 総務担当

48 相続税の障害者控除^身^知^精

- ① 内容：相続又は遺贈により、財産を取得した85歳未満の法定相続人の方が心身に障がいのある場合は、次の額の控除を受けられます。

障害の程度	控除額
(1)身体障害者手帳 3～6級	満85歳に達するまでの年数に10万円を乗じた金額を相続税額から控除
(2)療育手帳 B、C	
(3)精神障害者保健福祉手帳 2～3級	満85歳に達するまでの年数に20万円を乗じた金額を相続税額から控除
(4)身体障害者手帳 1～2級	
(5)療育手帳 ④、A	
(6)精神障害者保健福祉手帳 1級	

※上記以外の方でも、控除対象となることがあります。詳しくはお問い合わせください。

- ② 問い合わせ先：春日部税務署 電話 048-733-2111

49 贈与税の非課税^身^知^精

- ① 内容：国内に居住する特別障害者（前記、相続税の障害者控除(4)～(6)）を受益者とする特別障害者扶養信託契約に基づき、金銭等の財産が信託銀行等において信託された場合、6,000万円を限度として非課税になります。
- ② 問い合わせ先：春日部税務署 電話 048-733-2111 又は各信託銀行

50 利子等の非課税^身^知^精

- ① 内容：金融機関等へ非課税貯蓄申告書等を提出することにより、次に掲げる一定の預貯金の利子等にかかる所得税、県民税利子割りが非課税になります。

種類	内容	非課税限度額
マル優	預貯金、合同運用信託、特定公募公社債等運用投資信託及び一定の有価証券	合計350万円
特別マル優	利付国債、公募地方債など	合計350万円

- ② 対象者：身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳等をお持ちの方、障害基礎年金等を受給している方、特別障害者手当等を受給している方
- ③ 問い合わせ先：各金融機関

51 自動車税の減免^身^知^精

- ① 制度の説明：障がいのある方の通院、通学、通所又は生業のために使用する自動車（個人名義の自家用車に限る）で一定の要件を満たす場合は、申請することにより障がいのある方1人に対し1台、自動車税（種別割及び環境性能割）が減免されます。

※以前から使用している自動車の自動車税に限り、県税事務所で受け付けています。それ以外の場合は、埼玉県自動車税事務所・同支所で申請してください。

- ② 減免を受けることができる障害の程度

手帳の種類及び障害の区分		障害の級別（障害の程度）	
身体障害者手帳	心臓、じん臓、呼吸器、小腸、ぼうこう又は直腸	1級、3級	
	体幹	1級～3級、5級	
	聴覚	2級、3級	
	視覚	1級～3級、4級の1（4級のうち視力の良い方の眼の視力が0.08～0.1）	
	音声機能又は言語機能	3級（こゝ頭が摘出された場合に限る）	
	平衡機能	3級	
	上肢	1級、2級	
	下肢	1級～6級	
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能	上肢 移動	1級、2級 1級～6級
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、肝臓		1級～3級
療育手帳		㊦又はA	
精神障害者保健福祉手帳		1級かつ精神通院医療を受けている方	
戦傷病者手帳		身体障害者手帳の減免の範囲に準じる	

(注) 障害名が「半身不随」の場合や複数の障害がある場合は、障害の区分ごとの級（上肢〇級、下肢〇級など）により判断します。例えば障害名が「左上下肢機能の軽度の障害 6級」であっても、これを個別に確認すると、上肢7級・下肢7級となる場合には、減免できません。

③ 障がい者と納税義務者等の関係

納税義務者	自動車の運転者	減免の可否
障がいのある方	障がいのある方本人又は障がいのある方と同一生計の方	○減免できます
障がいのある方と同一生計の方		
障がいのある方 (世帯に運転免許証をお持ちの方がいない場合)	障がいのある方を常時介護する方	△詳細は⑧問い合わせ先にご確認ください。

注：障がいのある方及びその方と生計を一にする方が県内に居住する場合のみ減免の対象になります。

④ 申請期限：自動車を取得した時期によって異なります。詳しくは埼玉県自動車税事務所

(048-658-0227) に問い合わせてください。

注：手帳を交付申請中の場合

各種手帳を交付申請中の場合は、減免の仮申請を行うことができます。仮申請の場合は、手帳の代わりに、受理された手帳交付申請書の写し等が必要です（申請期限・場所・手帳以外の必要書類は通常申請と同様です）。

なお、手帳が交付されましたら仮申請をした事務所に手帳をお持ちいただく必要があります。

⑤ 手続きに必要なもの

障がいのある方本人が納税義務者で、本人が運転する場合	障がいのある方本人または生計同一者が納税義務者で、生計同一者が運転する場合	障がいのある方本人が納税義務者で、常時介護者が運転する場合
①障害者手帳 ②自立支援医療受給者証（精神障害者保健福祉手帳をお持ちの場合のみ） ③運転免許証またはマイナ免許証 ④自動車検査証 ⑤納税通知書	左記①～⑤ ⑥障がい者と同一生計の方の氏名が併記された健康保険証、源泉徴収票など、同一生計であることが確認できる書類 ※同居の場合は省略できます。 ①③④の住所が修正されていない場合には⑦障がい者の世帯全員の住民票の写しも必要です。	左記①～⑤ ⑦障がい者の世帯全員の住民票の写し ⑧常時介護者の誓約書（所定様式）

⑥ 減免額：自動車税（種別割）の減免額は、45,000円（15%重課の自動車の場合は51,700円）

が上限額です。年度途中で新規登録した場合や申請期限を過ぎて申請した場合には、45,000円（15%重課の自動車の場合は51,700円）を月割りした額が上限額となります。（上限額を超えた差額は納税していただくことになります。）

自動車税（環境性能割）、軽自動車税（環境性能割）の減免額は、「300万円×該当する自動車の税率」が上限額です。なお、障がい者の利用のために構造変更した場合は、構造変更に係る価格を300万円に加算できる場合がありますので、下記にお問い合わせください。

県内自動車税事務所4支所（大宮、熊谷、所沢、春日部）の窓口では納付できません。

⑦ 受付窓口

【自動車税の場合】

埼玉県自動車税事務所 電話 048-658-0227

同春日部支所 電話 048-763-4111

春日部県税事務所 電話 048-737-2179

⑧ 問い合わせ先：埼玉県自動車税事務所 電話 048-658-0227

52 軽自動車税の減免^身^知^精

- ① 内容：障がいのある方が所有している、または障がいのある方と生計を一にする家族などが所有している軽自動車などで、一定の要件を満たす場合は、軽自動車税（種別割）の減免が受けられます。ただし、事業用のものは除きます。
- ② 要件：減免を受けることができる障害の程度の要件につきましては、「51 自動車税の減免：29ページ」と同様となりますので、そちらをご覧ください。
※申請期間：納税通知書受領後より納期限までです。詳細は下記担当にお問い合わせください。
※手帳の交付年月日が、申請する年の4月2日以降の場合は、対象になりません。
※申請は毎年度していただく必要があります。
※自動車税（県税）の減免を受けている方は対象になりません。
- ③ 受付窓口：市民税課 諸税担当 庄和総合支所 総務担当

53 有料道路の割引^身^知

- ① サービスの内容：障害者手帳所持者が乗車する乗用自動車や貨物自動車により有料道路を利用する場合に、その料金の50%が割引されます。また、ETCを利用しての割引も可能です（事前登録が必要）。
※ETC利用の場合はオンライン申請が可能です。
詳細は、「有料道路における障害者割引
(URL：https://www.driveplaza.com/etc/dis/etc_dis_handicapped/)」をご参照ください。
- ② 対象者：次のいずれかに該当する場合
 - ・身体障害者手帳第2種：自ら運転
 - ・身体障害者手帳第1種：介護者運転でも可
 - ・療育手帳第1種：介護者運転
- ③ 割引率：通常料金から50%割引
- ④ 割引方法
 - ・ETCを利用しない場合：市で証明を受けた手帳を提示
 - ・ETCを利用する場合：事前に登録されたETCカード（原則、障がいのある方本人名義のもの）とETC車載器の組み合わせで通行
- ⑤ 手続き
 - ・有料道路障害者割引申請書兼ETC利用申請書
 - ・身体障害者手帳又は療育手帳
 - ・運転免許証（障がいのある方本人が運転される場合のみ）
※運転免許証の免許情報が記録されたマイナンバーカード（マイナ免許証）の提示も可。マイナ免許証の場合は、マイナポータル又は「マイナ免許証読み取りアプリ」で読み取りの上、顔写真が表示されている免許証の画面（スクリーンショット又は印刷も可）を提示
 - ・車検証（電子車検証を交付されている方は、自動車検査証記録事項）（必要な方のみ）
 - ・ETCカード（障がいのある方本人名義のもの、未成年者は親権者又は後見人名義）
 - ・ETC車載器セットアップ申込書・証明書
- ⑥ 受付窓口及び問い合わせ先：
障がい者支援課 障がい者支援担当 庄和総合支所 福祉・健康保険担当

54 JR鉄道運賃の割引(身)(知)(精)

- ① 内容：身体、知的及び精神の障がいのある方はJR線を利用する場合、次の割引が適用となります。なお、割引のお申し出の際は、障害者手帳（旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に、第1種または第2種の記載のあるもの）が必要となります。

対象	割引対象乗車券	割引率	備考
第1種障がい者とその介護者	普通乗車券 普通回数乗車券 普通急行券	50%	・私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。 ・障がいのある方1人に介護者を1人つけることができます。
第1種障がい者とその介護者、又は12歳未満の障がい者とその介護者	定期乗車券 （小児定期乗車券を除きます）	50%	・但し回数券はJR線区間単独の販売となります。
第1種、第2種障がい者が <u>単独でご利用になる場合</u>	普通乗車券	50%	・ <u>片道の営業キロが100キロを超える場合</u> （私鉄線等他鉄道会社線にまたがる場合を含みます。）

- ② 注意事項：JR線と私鉄線等の鉄道会社線をまたがる区間は、1枚で発売できる範囲が予め決められています。障がいのある方と介護者がご利用になる場合は、同一区間の乗車券類をお買い求めいただきます。また、場合によっては、正規運賃の割引よりも他の割引運賃のほうが安価となる場合があります。なお、交通系ICカードをご利用の場合は事前に手続きが必要となります。
- ③ 問い合わせ先：JRの各駅におたずねください。

55 JR以外の鉄道運賃の割引(身)(知)(精)

- ① 内容：JR以外の鉄道運賃についても、JR同様の割引を行っていますが、営業距離との関係で、その取り扱いが若干異なります。詳しくは直接、各私鉄の駅窓口にお問い合わせください。
- ② 問い合わせ先：各交通機関の窓口におたずねください。

56 国内航空運賃(正規航空運賃)の割引^①^②^③

① 内容

対象者	満12歳以上で、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳（有効期限内）をお持ちの方
割引率	航空会社によって異なります
適用範囲	障がいのある本人と共に、または単独で利用する場合に、当該者および介護者1人に対して適用
適用区間	日本航空(株)、日本トランスオーシャン航空(株)、日本エアコミューター(株)、琉球エアコミューター(株)、(株)ジェイエア、(株)北海道エアシステム、全日本空輸(株)、ANAウイングス(株)、スカイマーク(株)、(株)AIRDO、(株)ソラシドエア、(株)スターフライヤー、(株)フジドリームエアラインズ、新中央航空(株)、アイベックスエアラインズ(株)、東邦航空(株)、オリエンタルエアブリッジ(株)、天草エアライン(株)の定期航空路線の国内線全区間

② 注意事項：正規航空運賃の割引については、他の割引航空運賃と重複して利用できません。場合によっては、正規航空運賃の割引よりも他の割引航空運賃のほうが安価となる場合があります。

③ 問い合わせ先：各航空会社

57 バス運賃の割引^①^②^③

① 内容

区 分	運 賃	定 期 券
朝日自動車 茨城急行自動車	5割引	3割引 ※小児通学定期券は大人料金の半額
春バス（市コミュニティバス）	無料	販売なし

② 対象者

- ・ 身体障害者手帳の交付を受けた方
- ・ 療育手帳の交付を受けた方
- ・ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方
- ・ 児童福祉法の規定する諸施設により養護または保護を受けている方で当該施設長の発行する運賃割引証を提出した方
- ・ 上記の介護人又は付添人

③ 問い合わせ先：各バス会社

※ 春バス（市コミュニティバス）は、手帳の提示により無料でご利用いただけます。
春バスについてのお問い合わせは、都市計画課まで

58 タクシー運賃の割引^①^②

① 内容：身体障害者手帳または療育手帳を提示することにより、10%の割引が受けられます。

② 対象者：身体障害者手帳または療育手帳所持者

③ 問い合わせ先：各タクシー事業者

59 NHK放送受信料の免除^身^知^精

① 対象者及び内容

・ 全額免除

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方のいる世帯で、かつ世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合

・ 半額免除

(ア) 視覚障がい及び聴覚障がいの身体障害者手帳をお持ちの方が世帯主で、かつ受信契約者の場合

(イ) 身体障害者手帳（1級、2級）、療育手帳（^ア、A）又は精神障害者保健福祉手帳（1級）をお持ちの方が世帯主で、かつ受信契約者の場合

② 手続き：身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、印鑑（朱肉を使用するもの）

③ 受付窓口：障がい者支援課 障がい者支援担当 庄和総合支所 福祉・健康保険担当

※上記の窓口にて証明書の発行を受けた後、下記の営業所に証明書を郵送していただきます。

※半額免除申請の場合は、WEB申請が可能です。

詳細は「NHK受信料の窓口 (<https://www.nhk-cs.jp/>)」の「受信料制度・割引のご案内」から「免除について」をご参照ください。

※お問い合わせ：NHKさいたま放送局経営管理企画センター TEL 048-833-2045

〒330-0061 さいたま市浦和区常盤6-1-21

60 青い鳥郵便葉書の配布^身^知

① 内容：郵便局にて、毎年4月～5月頃に、身体障害者手帳1級、2級もしくは療育手帳^ア、Aをお持ちの方に青い鳥郵便葉書を無料で配布しています。

② 問い合わせ先：お近くの郵便局

61 携帯電話基本使用料等の割引^身^知^精

① 内容：携帯電話を利用する際の通話料や月々の基本使用料の割引が受けられます。各携帯電話サービス会社やサービスの内容により、申し込み手続きや割引率が異なりますので、詳しくは各携帯電話会社にお問い合わせください。

② 対象者

- ・ 身体障害者手帳所持者
- ・ 療育手帳所持者
- ・ 精神障害者保健福祉手帳所持者

③ 問い合わせ先：各携帯電話会社

62 NTT 番号案内料の免除^身^知^精

- ① 内容：104番を利用する際、あらかじめ登録した電話番号と暗証番号を申し出ることにより無料となります。

免除の対象者		
(1) 身体障害者手帳をお持ちの方	視覚障害	1～6級
	肢体不自由（上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）	1～2級
	聴覚障害	2、3、4、6級
	音声、言語又はそしゃく機能の障害	3～4級
(2) 戦傷病者手帳をお持ちの方	視力の障害	特別項症～第6項症
	上肢の障害	特別項症～第2項症
	聴覚障害	第2項症、第4項症
	音声、言語又はそしゃく機能の障害	第1項症、第2項症、第4項症
(3) 療育手帳をお持ちの方		
(4) 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方		

- ② 問い合わせ先：電話（0120-104174）
FAX（0120-104134）
※問い合わせ内容、氏名、折り返しFAX番号を記載して送信

63 公共施設の使用料等の減免^身^知^精

- ① 制度の説明：障がいのある方などの経済的負担の軽減や社会参加の促進を図るための制度です。
- ② 減免の対象施設：春日部市の公共施設
※一部対象外の施設等がありますので、対象施設等については次ページの表をご覧ください。
- ③ 減免の対象となる方および減免申請の方法
- 使用料などが免除となる方
- 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその介護者
※ご利用になる公共施設に、お持ちの手帳をご提示ください。
※介護者の方は、介護している旨をお申し出ください。
(上記の手帳をお持ちの方1人につき1人に限ります。)
 - 障がいのある方を扶養している方
※ご利用になる公共施設に、扶養されている方の手帳をご提示ください。
- 使用料などが半額となる団体（事前に団体登録が必要です。）
団体の過半数が障がいのある方又は障がいのある方を扶養する方で構成され、事前に市に登録した団体
※各公共施設に市から交付された「団体登録証」をご提示ください。
- ④ 団体登録の申請：障がい者支援課（市役所2階）で受け付けます。
※申請書は、障がい者支援課、庄和総合支所福祉・健康保険担当にあります。また、市ホームページからダウンロードできます。
※申請にあたっては、他にご提出いただく書類がありますので、事前にご連絡ください。
- ⑤ 受付窓口：障がい者支援課 障がい者支援担当

【対象となる公共施設】

◆公民館（16）			
中央公民館	豊春地区公民館	幸松地区公民館	武里南地区公民館
粕壁南公民館	豊春第二公民館	幸松第二公民館	武里大枝公民館
内牧地区公民館	武里地区公民館	豊野地区公民館	庄和地区公民館
内牧南公民館	武里東公民館	藤塚公民館	庄和南公民館
◆体育施設（11）			
総合体育館（温水シャワー除く）	南栄町グラウンド	庄和体育館（温水シャワー除く）	
大沼運動公園グラウンド	谷原グラウンド	庄和テニスコート	
市民体育館（ロッカー除く）	牛島野球場	庄和球場	
市民武道館（ロッカー除く）	立沼テニス場		
◆夜間照明施設（4）			
東中学校	武里中学校	緑中学校	大增中学校
◆自動車駐車場（2）・自転車駐車場（1）			
武里駅西口自動車駐車場（駐車券のみ）		南桜井駅自転車駐車場	
粕壁二丁目自動車駐車場（駐車券のみ）			
◆その他（9）			
男女共同参画推進センター		道の駅「庄和」（研修室のみ）	
薬師沼憩いの家		視聴覚センター	
大池憩いの家		市民文化会館（駐車場を含む）	
内牧公園・庄和総合公園のバーベキュー炉		市民活動支援センター	
大風文化交流センター「ハルカイト」			

◆ 使用料等の金額や手続き等については、それぞれの施設にお問い合わせください。

◆ 駐車場の団体利用については対象外となります。

64 手話講習会

聴覚障がいのある方に対する理解と認識を深め、日常生活や社会生活に必要なコミュニケーションを援助する手話通訳者を養成することを目的に、全24回の講習会を開催します。毎年度開催するコースは変わります。年度末に翌年度の受講者を募集しています。

① 開催コース

○入門コース

○基礎コース

○レベルアップコース

○通訳者養成コース①

○通訳者養成コース②

※コースにつきましては、下記の受付窓口までお問い合わせください。

② 受付窓口：障がい者支援課 障がい者支援担当

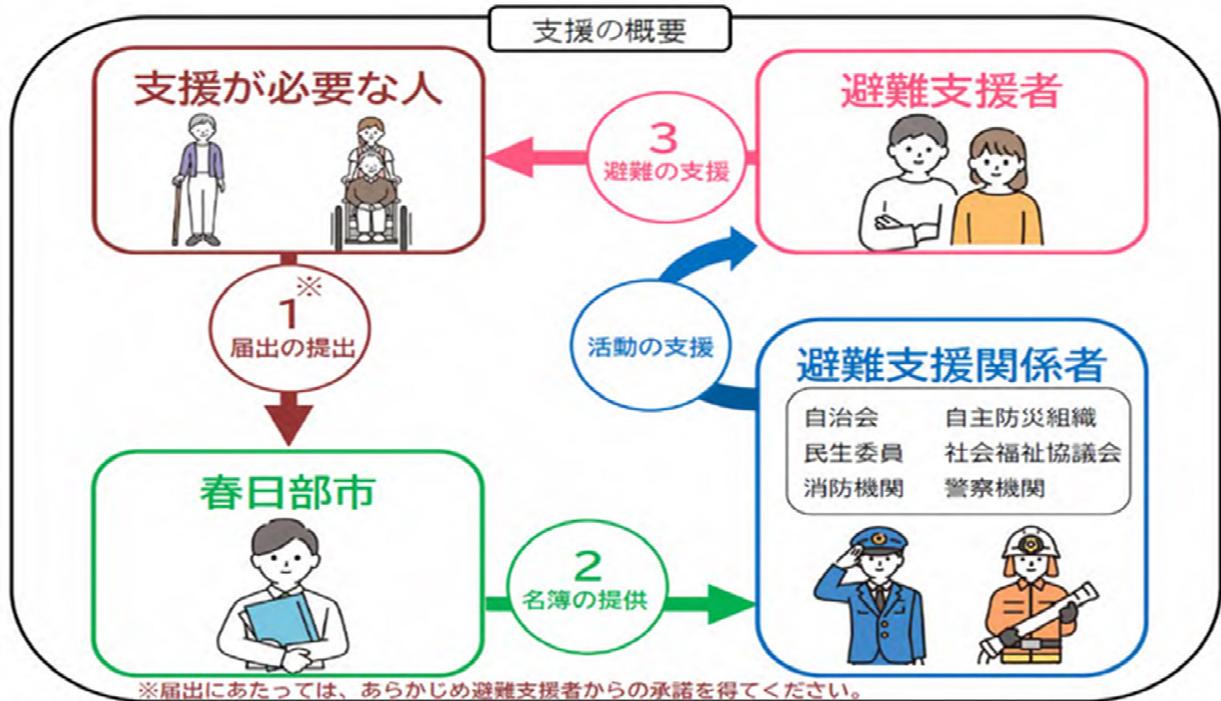
65 点訳者養成講習会

視覚障がいのある方へ点字による情報を提供し、生活の向上を促進するため、点訳者（ボランティア）を養成することを目的に講習会を開催します。

- ① 対象者：点訳をはじめて学ぶ満16歳以上になる市内に在住・在勤・在学者で、将来点訳ボランティアとして活動したい方
- ② 講習回数：全15回（通常5月から7月の火・金曜日の午後）
- ③ 募集人数：10人
- ④ 費用：無料（テキスト代は実費負担）
- ⑤ 受付窓口：障がい者支援課 障がい者支援課

災害時避難行動要支援者支援制度

- ① 制度の説明：災害が発生したときに自力で避難することが困難で、避難の支援が必要な人に対して、災害時の避難の手助けを地域の人々の協力によって速やかに行えるようにするため、災害時避難行動要支援者避難支援制度を導入しています。
 災異の状況によっては、支援を行う地域住民自身が被災し、支援できない場合があります。



- ② 受付窓口： 受付窓口など詳しくは、市ホームページ

障害に関するシンボルマーク

障がいのある方への配慮や、周囲の認知のために定められたシンボルマークがあります。以下は代表的なものです。

障害者のための国際シンボルマーク

障がいのある方が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。駐車場などでこのマークを見かけた場合には、障がいのある方の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いいたします。

※このマークは「すべての障がいのある方を対象」としたものです。特に車椅子を利用する障がいのある方を限定し、使用されるものではありません。

※このマークを自動車の車体に表示しても、それは周囲への注意喚起に止まり、法的効果はありません（本来は建物に関して使用するものであるため）。

連絡先 公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会 TEL：03-5273-0601



身体障害者標識

※四つ葉のクローバーマーク

肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については努力義務となっています。

危険防止のため、やむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。

連絡先 警察庁 TEL : 03-3581-0141 (代)、各警察署



聴覚障害者標識

※聴覚障害者マーク

聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については義務となっています。

危険防止のため、やむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。

連絡先 警察庁 TEL : 03-3581-0141 (代)、各警察署



盲人のための国際シンボルマーク

世界盲人連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。

このマークを見かけた場合には、視覚障がい者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いいたします。

連絡先 社会福祉法人 日本盲人福祉委員会 TEL : 03-5291-7885



聴覚障がい者のシンボルマーク（耳マーク）

聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。聴覚障がい者は見た目には分からないために誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。

このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない」ことを理解し、コミュニケーションの方法への配慮について御協力をお願いいたします。

連絡先 一般社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 TEL : 03-3225-5600



補助犬啓発マーク

身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。

身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」が施行され、現在では公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設でも身体障害者補助犬が同伴できるようになりました。

補助犬はペットではありません。体の不自由な方の体の一部となって働いています。社会のマナーもきちんと訓練されているし、衛生面でもきちんと管理されています。

お店の入口などでこのマークを見かけたり、補助犬を連れていらっしゃる方を見かけた場合は、御理解、御協力をお願いいたします。

連絡先 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室 TEL：03-5253-1111（代）



オストメイトマーク

人工肛門・人工膀胱を造設している方（オストメイト）のための設備があることを表しています。オストメイト対応のトイレの入口や案内誘導プレートに表示されています。

このマークを見かけた場合には、そのトイレがオストメイトに配慮されたトイレであることについて、御理解、御協力をお願いいたします。

連絡先 公益財団法人 交通エコロジー・モビリティ財団 TEL：03-3221-6673



ハート・プラス マーク

ハート・プラスマークは内臓障害・内臓疾患を示すマークとして作られました。

○内臓障害とは、現行の身体障害者認定基準で身体障害者手帳の交付の受けられる、

心臓機能、腎臓機能、呼吸器機能、ぼうこう・直腸の機能、小腸機能、

HIVによる免疫機能、肝臓機能の障害のこと。

○内臓疾患とは、身体障害者手帳の交付を受けられない内臓関係の難病や、

自己免疫疾患などの多くの内臓機能疾患のこと。

連絡先 特定非営利活動法人 ハート・プラスの会 TEL：052-718-1581



障害者雇用支援マーク

公益財団法人ソーシャルサービス協会が、障がい者の在宅障害者就労支援並びに障害者就労支援を認めた企業、団体に対して付与する認証マークです。

障がい者の社会参加を理念に、障害者雇用を促進している企業や障害者雇用を促進したいという思いを持っている企業は少なくありません。そういった企業がどこにあるのか、障害者で就労を希望する方々に少しでも分かりやすくなれば、障がい者の就労を取り巻く環境もより整備されるのではないかと考えます。

障害者雇用支援マークが企業側と障がい者の橋渡しになればと考えております。御協力のほど、宜しくお願いします。

連絡先 公益財団法人 ソーシャルサービス協会 ITセンター TEL : 052-218-2154



「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマーク

白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障がいのある方を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。

白杖によるSOSのシグナルを見かけたら、進んで声をかけ、困っていることなどを聞き、サポートをしてください。

※駅のホームや路上などで視覚に障がいのある人が危険に遭遇しそうな場合は、白杖によりSOSのシグナルを示していなくても、声をかけてサポートをしてください。

連絡先 岐阜市福祉部障がい福祉課 TEL : 058-214-2138



手話マーク

耳が聞こえない方が手話でのコミュニケーションの配慮を求めるときに掲示したり、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、手話による対応ができるところが掲示できます。また、イベントの時のネームプレートや災害時に支援者が身につけるピブスなどに掲示することができます。

耳が聞こえない方等がこのマークを提示した場合は「手話で対応をお願いします」の意味、窓口等が掲示している場合は「手話で対応します」等の意味になります。

連絡先 一般社団法人全日本ろうあ連盟 TEL : 03-3268-8847 (代)



筆談マーク

耳が聞こえない方、音声・言語障がい者、知的障がい者や外国人などが筆談でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、筆談による対応ができるところが提示できます。また、イベント時のネームプレートや災害時に支援者が身につけるピブスなどに掲示することができます。

耳が聞こえない方等がこのマークを提示した場合は「筆談で対応をお願いします」の意味、窓口等が提示している場合は「筆談で対応します」等の意味になります。

連絡先 一般社団法人全日本ろうあ連盟 TEL : 03-3268-8847 (代)



作成及び連絡先

春日部市役所 障がい者支援課

電話：048-736-1131

FAX：048-733-0220

住所：〒344-8577 春日部市中央七丁目2番地1

庄和総合支所 福祉・健康保険担当

電話：048-746-9702

FAX：048-746-4797

住所：〒344-0117 春日部市金崎839番地1

2512

